

令和元年10月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成31年(行コ)第14号 不当労働行為救済命令取消請求控訴事件(原審・
長崎地方裁判所平成29年(行ウ)第16号)

口頭弁論終結の日 令和元年7月25日

判決

控訴人 X1株式会社
被控訴人 長崎県
同代表者兼処分行政庁 長崎県労働委員会

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 長崎県労働委員会が、平成28年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について、平成29年10月23日付けでした命令を取り消す。

第2 事案の概要等(略称等は、特に断らない限り原判決記載の例による。)

1 事案の要旨

船員等によって組織される労働組合であるC1組合(C1組合)は、①控訴人がその雇用するC1組合所属の船員(C1組合員)の担当していたジェットフォイルの整備業務を船員ではない従業員(陸上従業員)に担わせること(整備員陸上化)を計画した際に行われた控訴人とC1組合との間の団体交渉(団交)における控訴人の対応が労働組合法(労組法)7条2号の不当労働行為に該当し、また、②控訴人が整備員陸上化の実施に当たって陸上従業員を新規雇用した際に同従業員をC2労働組合(C2組合)に加入させようとしたことが労組法7条3号の不当労働行為に該当するとして、長崎県労働委員会(処分行政庁)に対し、不当労働行為救済命令の申立て(本件救済申立て)を行ったところ、処分行政庁は、控訴人の行為がいずれも不当労働行為に該当すると判断して原判決別紙の内容の救済命令(本件救済命令)を発した。

本件は、控訴人が、処分行政庁のした本件救済命令が違法であるとして、その取消しを求めた事案である。

2 前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2及び3(2頁20行目から9頁16行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁22行目の「平成27年」を「平成23年」に改める。
- (2) 原判決5頁20行目の「乙C30,38ないし40」を「乙C30ないし32,乙D38ないし40」に改める。
- (3) 原判決6頁18行目の「本件救済命令を発した」を「本件救済命令を発し、同命令は、同年11月9日、控訴人に交付された」に改める。

同20行目末尾を改行の上、次を加える。

「 なお、控訴人は、中央労働委員会に対し再審査の申立てをしていない。」

(4) 原判決 7 頁 2 4 行目の「次の」の前に「そもそも、義務的団交事項についても、使用者の側から自発的に団交を申し入れる義務はないところ、C 1 組合の側から控訴人に対して整備員陸上化に関する協議のための団交の申入れがされたのは、平成 2 8 年 3 月 1 8 日が最初であるから、同日の前においては、控訴人は、整備員陸上化について、C 1 組合に対して誠実交渉義務を負わない。また、」を加える。

(5) 原判決 8 頁 2 2 行目末尾を改行の上、次を加える。

「キ C 1 組合は、本件団交 4 に至るまでの間は、J F の整備業務が C 1 労働協約上 C 1 組合の職域とされている旨の、本件団交 5 以降は、控訴人に新規雇用された J F の整備員は全て C 1 組合員である旨の、いずれも不合理な主張を繰り返して整備員陸上化の実施の中止に拘泥していた。」

第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件救済命令は適法であり、控訴人の請求は、いずれも理由がないものと判断する。

その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第 3 の 1 及び 2 (9 頁 1 8 行目から 2 8 頁 3 行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 1 0 頁 1 6 行目の「4 月 1 日」を「3 月 1 日」に改める。

(2) 原判決 1 1 頁 2 5 行目から 2 6 行目の「資料提出と計画内容の説明」を「資料や移行に伴う要員計画の提出と具体的内容の説明」に改める。

同 2 6 行目の「乙 D 7」の次に「, 証人 B 2」を加え、その末尾を改行の上、次を加える。

「 本件団交 1 当時、整備員陸上化を平成 2 8 年 4 月 1 日に実施することは、飽くまで控訴人の目標にすぎず、控訴人において、具体的に、いつの時点でどのように移行するかといった詳細な計画案は作成されていなかった。」

(3) 原判決 1 2 頁 4 行目の「平成 2 8 年 2 月頃」を「平成 2 8 年 2 月初旬頃、移行に伴う具体的な要員計画案を作成するとともに、同月頃」に改める。

(4) 原判決 1 5 頁 1 4 行目の「なお」の次に「, 控訴人においては、もともと従業員が C 1 組合又は C 2 組合のいずれに加入する意思を有するかを明らかにさせる趣旨の書面を作成、提出させていなかったところ」を加える。

(5) 原判決 1 8 頁 2 行目末尾を改行の上、次を加える。

「 なお、C 1 組合は、本件団交 6 において、控訴人に対し、従前から控訴人が整備員陸上化を実施する理由として挙げていたコスト削減について、整備員が C 1 組合員になったとしても、その賃金等の労働条件について船

員とは異なる内容にするなどの協議をする用意がある旨を提案し、具体的に想定される削減の程度や他の会社の状況等について説明や資料の提出を求めた。しかし、控訴人は、これについて具体的に説明することも資料の提出をすることもせず、C1組合の上記提案について協議しなかった。」

(6) 原判決18頁18行目末尾を改行の上、次を加える。

「また、C1組合は、本件団交7においても、従前から控訴人が整備員陸上化を実施する理由として挙げていたコスト削減について、柔軟に協議に応じる用意がある旨の提案をした。しかし、控訴人は、コスト削減も重要な要素であるが、控訴人が新規雇用した整備員がC2組合に加入するか否かも非常に大きな要素であり、C1組合の上記提案の申入れを受けることは難しい旨回答した。」

(7) 原判決24頁24行目冒頭から同26頁16行目末尾までを次のとおり改める。

「イ 控訴人の主張について

(ア) 控訴人は、C1組合の側から控訴人に対して整備員陸上化に関する協議のための団交の申入れがされたのは、平成28年3月18日が最初であるから、同日以前においては、控訴人が整備員陸上化についてC1組合に対して誠実交渉義務を負わないなどと主張する。

しかし、C1組合は、平成27年12月14日、控訴人と整備員陸上化を議題とする本件団交1を行い、その中で、整備員陸上化を行うに当たって船員の職域確保が必要である旨を述べ、整備員陸上化のメリットに関する資料や移行に伴う要員計画の提出と具体的内容の説明を求め、協議を継続する意向であったことが明らかであるから(認定事実(3)オ)、控訴人が本件団交1以降の整備員陸上化に関する団交においてC1組合に対し誠実交渉義務を負うのはいうまでもなく、控訴人の上記主張は、採用の限りでない。

(イ) 控訴人は、前記第2の3(2)(控訴人の主張)アのとおり、平成27年8月下旬から同年11月にかけて、C1組合に対し、整備員陸上化の実施に向けた協議のための団交を申し入れたが、C1組合が整備員陸上化の計画案の受け取りを拒否するなどしてこれに応じなかった旨主張し、証人B2は、これに沿う供述をする。

しかし、仮に、控訴人の主張するようなC1組合による団交拒否の事実があるとしても、労組法上、団交応諾義務を負うのは使用者のみであり、組合には当然に団交に応じる法的義務はないのであるから、誠実交渉義務を負う使用者とそれを負わない組合とを同列に論じることはできない。

のみならず、C1組合は、同年12月14日に控訴人が差し出した整備員陸上化の実施についての協議の申入れに係る書面を受領し、直ちに本件団交1を行い、協議を継続する意向の下、整備員陸上化に関する資料提出及び説明を求めている(認定事実(3)オ)。

しかも、本件団交1当時、整備員陸上化の平成28年4月1日からの実施は、飽くまで目標にすぎず、控訴人において具体的にどの時点でどのように移行するかといった詳細な計画案も未だ作成されておらず(認定事実(3)オ)、整備員となる者の募集も行っていなかった(認定事実(3)キ)のであるから、必ずしも同日からの実施に拘泥しなければならない状況にはなかったといえる。

したがって、控訴人としては、本件団交1以降、整備員陸上化につき、同年4月1日に実施することに拘泥せずに、自己の主張の根拠を具体的に説明したり必要な資料を提出したりして、C1組合の理解と納得に基づく合意形成の可能性を模索すべきであったのであり、本件団交1より前に整備員陸上化についての団交が開始されなかったことによって、それが不可能ないし困難になったというべき事情も認められない。

したがって、控訴人の主張する平成27年8月ないし11月のC1組合による団交拒否を理由として控訴人が本件団交1以降の団交における誠実交渉義務を軽減ないし免除されることにはならず、控訴人の主張は採用することができない。

(ウ) 控訴人は、前記第2の3(2)(控訴人の主張)ウ及びエのとおり、平成28年2月及び3月に、C1組合が提出を求めた資料を持参して、複数回、団交の申入れを行ったが、C1組合がこれを拒否したためにやむを得ず本件訪船説明を行うに至り、整備員陸上化の実施に至った旨主張し、証人B2もこれに沿う供述をする。

しかし、当時C1組合が控訴人の整備員陸上化に関する協議の申入れを拒否したことを客観的に裏付ける資料はなく、また、C1組合は本件各団交において一貫してC1組合による資料受領拒絶や団交申入れの拒絶の事実は無かった旨述べていることに加え、平成28年3月にはC1組合から本件団交2の申入れがなされていることにも照らせば、C1組合が控訴人の団交申入れを拒絶した旨の証人B2の供述を直ちに信用することはできず、他に控訴人の上記主張を認めるに足る的確な証拠はない。

のみならず、控訴人がC1組合との間で真摯に整備員陸上化の実施計画について団交をしようという意思があるのであれば、本件団交2以降の各団交においても移行に伴う要員計画に関する書面を提出して協議を行うことができたはずである。

したがって、控訴人の主張する平成28年2月ないし3月のC1組合による団交拒否を理由として同年4月以降の団交における控訴人の誠実交渉義務が軽減ないし免除されることにはならず、控訴人の主張は採用することができない。

(エ) 控訴人は、前記第2の3(2)(控訴人の主張)カのとおり、平成28年4月の整備員陸上化の開始後も、C1組合との間で多数回の団

交を行ったものの、整備員陸上化に関する協議は平行線を辿ったという事実経過に照らせば、控訴人に誠実交渉義務違反はなかった旨主張する。

しかし、使用者の団交における対応が誠実であったか否かは、団交が行われた回数のみで判断されるものではない。前記アのとおり、控訴人は、C1組合との間でほとんど協議が行われていない段階で新規雇用整備員を募集するなどの整備員陸上化の実施に着手し、その後も控訴人の計画どおりに整備員陸上化を実施することを繰り返す述べ、実際に整備員陸上化の実施のための採用活動や配置転換を行うなど、整備員陸上化に係る控訴人の計画どおりの実施に拘泥していたことに照らせば、平成28年4月以降に10回以上の団交が行われたという事情を考慮しても、控訴人がC1組合との間で誠実に交渉し、合意達成の可能性を模索したとはいえない。控訴人の上記主張は、採用できない。

(オ) 控訴人は、前記第2の3(2)(控訴人の主張)キのとおり、本件各団交において、C1組合労働協約上C1組合の職域とされているとか、控訴人に新規雇用されたJFの整備員は全てC1組合員であるという趣旨の不合理な主張に拘泥したから、本件各団交における控訴人の対応に誠実義務違反はないなどと主張する。

確かに、C1労働協約4条の文言からは、同条自体がJFの整備業務がC1組合員の職域である旨を定めているとは解されないが、20年以上もの長期にわたりC1組合員である船員のみが整備員に配置されてきたという経緯(認定事実(2)ア)や、C2協約条項においても控訴人の陸上従業員はC1組合等を除きC2組合員でなければならない旨が合意されているにとどまること(前提事実(2)イ)、控訴人自身も本件団交6及び本件団交7などの機会に、新規雇用の整備員が陸上従業員であることからC2組合に加盟するのが自然であるなどというC2協約などに明文の根拠のない主張をしていたこと(認定事実(5)ク、コ)等に鑑みれば、C1組合の上記主張内容がC1組合の主張として明らかに不合理で、控訴人の誠実交渉義務を軽減ないし免除するようなものであったということとはできない。

控訴人の上記主張は、採用できない。」

2 結論

よって、控訴人の各請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第1民事部